

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>都島警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、契約日後に行われていた。 また、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：都島警察署汚泥産業廃棄物処理処分業務 (1) 契約期間：平成30年9月13日から平成31年3月31日まで (2) 経費支出伺の起案日：平成30年9月25日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年9月25日 (4) 変更経費支出伺の起案日：平成31年4月4日 (5) 変更額：345円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約締結の際に、システムへの登録を行っていなかったためである。 また、当初の処分予定量から増加したことによる経費支出変更伺書の作成及び決裁の年度内処理を失念したことによるものである。 今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者に対しては点検行為を確実に行うよう指導するとともに、幹部に対しては特に年度末における進捗状況を都度確認する等、必要な指導を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>都島警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、契約日後に行われていた。</p> <p>契約名称：都島警察署雑排水槽清掃等業務 (1) 契約期間：平成30年9月13日から平成31年3月31日まで (2) 経費支出伺の起案日：平成30年9月25日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年9月25日 (4) 契約金額：129,600円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、契約締結の際に、システムへの登録を行っていなかったためである。 今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者に対しては点検行為を確実に行うよう指導するとともに、幹部に対しては進捗状況を都度確認する等必要な指導を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>福島警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：平成30年度における自動車の燃料の購入（単価契約）</p> <p>(1) 変更経費支出伺の起案日：平成31年4月8日</p> <p>(2) 変更額：30,000円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>	<p>検出事項が発生した原因については、年度末時点での使用量が契約当初の予想を超えた使用量であったために支払ができず、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行ったものである。</p> <p>今後は、契約事務担当者だけでなく複数人で予算管理を行うとともに、必要な事務手続きが確実に、かつ、遅滞なく行われるよう、特に年度末には幹部のチェック体制を働かせるとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>東淀川警察署</p>	<p>下記の契約について、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：本署用新聞の購入 (1) 変更経費支出伺の起案日：平成31年4月11日 (2) 変更額：1,089円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、経費支出伺書の増額変更の必要性は認識していたが、請求書が届いてから行えばよいと勘違いしていたため、出納整理期間に経費支出伺書の増額変更を行ったものである。</p> <p>今後は、必要な事務手続が確実に、かつ、遅滞することなく行われるよう幹部のチェック体制を再確認するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和2年1月23日）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>豊能警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始の後に行われていた。 また、経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：余野交番における有線テレビ利用料 (1) 契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (2) 経費支出伺の起案日：平成30年5月21日 (3) 経費支出伺の決裁日：平成30年5月21日 (4) 変更経費支出伺の起案日：平成31年4月5日 (5) 変更額：3,294円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、契約を締結するときに、システムへの登録を行っていなかったためである。また、経費支出伺書の変更については、2月分実績の支払を3月分と錯誤し、財務会計システム上で年度の最終払としたことにより3月分の支払ができなくなったため、経費支出伺書の変更を出納整理期間に行ったものである。 今後は、必要な契約が確実に遅滞なく行われるよう、契約担当者及び幹部のチェック体制を再確認し、同じ誤りを繰り返さないよう課員にも周知徹底を図る。 また、予算管理を徹底するとともに、請求書を十分確認した上で支払手続を行うよう課員全員に対して周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>松原警察署</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の変更の決裁が、出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：平成30年度における自動車燃料の購入 (1) 契約期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで (2) 変更経費支出伺の起案日：令和元年5月8日 (3) 変更経費支出伺の決裁日：令和元年5月8日 (4) 変更額：2,750円(増額)</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>検出事項が発生した原因については、3月分の支払終了後に給油納品書1件を署員から新たに受領したことから契約業者に確認したところ、3月分請求書にこの1件の計上漏れが判明したため、出納整理期間中に経費支出伺書の変更を行ったものである。</p> <p>今後は、給油納品書の内容確認について幹部のチェック体制を再確認するとともに、同種の誤りを繰り返さないよう、署員全員に給油納品書の確実な引継ぎの周知徹底を図る。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月1日から令和2年1月31日まで）